

平成28年度 第12回大島町農業委員会総会議事録

平成28年度定例大島町農業委員会が、平成29年3月24日（金）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|---------|--------|---------|--------|
| 1、土屋茂 | 2、小坂一雄 | 3、新保鐵雄 | 4、五十嵐初代 | 5、中村富長 |
| 6、澤田波夫 | 7、伊藤潔 | 8、春木望 | 9、向山吉昭 | 10、土井勝 |
| 11、笠間隆夫 | 12、山本政一 | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | | |
|--------|---------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、山下ひとみ | 3、篠原万千 | 4、志村貞昭 |
|--------|---------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

- | | |
|-------------|---------------------|
| 農業委員 10、土井勝 | 農地利用最適化推進委員 2、山下ひとみ |
|-------------|---------------------|

4、出席職員は次の通り

- | | |
|-------|--------|
| 野村昌宏 | 観光産業課長 |
| 山田貴訓 | 農業係長 |
| 雨宮祐一郎 | 主任 |
| 幡野喬 | 主任 |

5、付議された案件

- 日程第1： 会長報告
- 日程第2： 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転及び利用権設定について
- 日程第3： 農業委員会委員の辞任について
- 日程第4： その他

6、本日の書記は次の通り

- 主任 幡野喬

土屋議長 それでは、平成28年度第12回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は12名中11名で欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は4名中2名参加いただいています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりいたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は4番委員と5番委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の幡野氏を指名いたします。それでは日程第1「会長報告」です。平成29年3月2日昭島市民会館におきまして、第58回東京都農業委員会・農業者大会が開催されました。1月の地区別農業委員会検討会で皆さんからいただいた意見を基に、大島町農業委員会としての国や東京都に対する要望、意見を提案しました結果、島しょ地区に関する決議内容は、お配りしている資料に記載しております、「東京農業の確立に関する要望」に盛り込まれております。また、以前の農業委員会総会にてご意見をいただきました企業の農業顕彰事業において、土井委員が受賞しました。また、農業委員会等功労者 農業委員勤続15年の表彰で小坂委員が受賞しました。以上で会長報告を終わります。続きまして、日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転及び利用権設定」について、合計で2件ございますので説明及び審議については、1件ずつ行います。それでは1件目を事務局よりお願いします。

(～篠原委員 入室～)

事務局(幡野) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)についてです。所有権の移転を受ける者は、□▲番地、○○。所有権の移転する者は、□▲番地、○○。所有権の移転する土地は、□▲番▲、地目は畑で、面積は▲㎡です。また、所有権の移転ですが、平成29年5月を予定しております。次のページをご覧くださいますと、所有権を受ける者の農業経営の状況等です。当該申請地▲㎡につきまして、サツマイモを主とした露地野菜栽培を行っていききたいという計画です。農業従事状況といたしまして、年間延べ160日従事するというものです。現在所有している農業機械等につきましては、運搬用軽トラック1台、草刈機1台、管理機1台、動力式噴霧器1台です。次のページをご覧くださいますと、営農計画書となっております。次のページをご覧くださいますと、利用集積計画の申請図の地図でございます。申請地は、都道▲号線□より□方面へ約▲m進み、進行方向左手海側へ進み、▲mほど進んだ進行方向左手に位置します。以上、農地利利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

向山委員 9番。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転について補足説明いたします。3月19日日曜日に地元委員、小坂さん、中村さん、私の3委員にて申請地の調査、見回りをいたしました。その結果、3委員とも申請通り異議なしと認めましたので各委員の方々もよろしくお願いたします。申請地の隣接地、都道を挟んで北側は農業振興地域内の農用地、東側西側はその他の農地、南側海側は住宅地となっております。申請地内は現在、キヌサヤ、ジャガイモ、ブロッコリー等をやっており、将来は露地野菜、主にサツマイモ等を栽培予定とのこと。海岸に近く西風が吹くと潮が少々舞いますけど日当たり

は良く日照時間も長く良い畑です。申請地の場所は先ほど事務局の説明いたしました通りです。以上補足説明を終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転及び利用権設定」について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、日程第2。1件目については原案のとおり承認いたします。続きまして、2件目を事務局よりお願いします。

事務局(幡野) それでは説明いたします。農用地利用集積計画(案)でございます。こちらの農地につきましては、農地中間管理事業を活用しての利用計画になります。今回利用権設定をする土地の所在につきましては、□▲番▲。地目は畑で、全体面積▲㎡のうち▲㎡でございます。栽培計画は農地中間管理事業での貸付農地として借り受けるというものです。賃貸借の期間は5年となっております。利用権を設定する者(貸手)は□▲番地、○○。利用権の設定を受ける者(借手)は□となっております。次のページをご覧くださいますと、実際に農地を借り受ける受け手の方の権利関係でございます。□▲番地、○○。借り受けの始期ですが、平成29年5月1日で存続期間の終期は平成34年4月30日です。期間は5年間の賃貸借となります。資料を2ページほどおめくりして頂きまして今回の借り入れ農地で野菜類全般を栽培する計画です。また世帯員は男1名。農業従事は申請者が農業専従者。労働力につきましては、年間320日を予定しております。所有する農機具等ですが、耕運機1台所有しております。次のページをご覧くださいますと利用集積計画の申請図となっております。申請地は、町道□線、□より東側へ道なりに▲mほど進んだ進行方向左手に位置します。以上、農地利用集積計画(案)につきましてご審議いただき、当計画にご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

向山委員 はい。

土屋議長 はい、9番。

向山委員 先ほどの所有権移転の説明と同じです。地元委員、小坂さん、中村さん、私の3委員で申請地に行って来ました。3委員とも申請通り異議なしと認めます。よろしくお願いいたします。申請地の周りは前回と同じなんですけど、椿に囲まれて風が当たらないようになっているところです。申請地内はガラスハウスがあるのですが、その中にはキヌサヤとかジャガイモ、ブロッコリーその他、葉物の野菜を作付していました。○さんは無農薬主義ですので圃場内で雑草とかが目立ちますが、それで栽培している人です。以上で終わります。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。

向山委員 今回の中間管理事業を利用するというのは、初めてのケースですか。

- 事務局(幡野) いや、昨年度2件ございます。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第2「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転及び利用権設定」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、日程第2、2件目については原案のとおり承認いたします。続きまして、日程第3「農業委員会委員の辞任」について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局(幡野) それでは事務局より説明します。先日、土井委員より辞任の申し出がありました。農業委員を辞任するためには、農業委員会等に関する法律第13条の規定に基づき、農業委員会の同意を得る必要があります。辞任届けを読み上げた後に土井委員の申し出に同意する方の挙手を求めますのでよろしく願いいたします。「辞任届 私は、このたび一身上の都合により、来る平成29年3月31日をもって大島町農業委員会委員を辞職いたしたく、農業委員会等に関する法律第13条に基づきお届けいたします。平成29年3月14日 □▲番地 土井勝 大島町農業委員会 会長 土屋茂殿」
- 土屋議長 ただいま読み上げましたとおり、土井委員の辞任申し出に同意いただける方については挙手をお願いします。
- 志村委員 ちょっと待つて。土井さんは何処にいるの。
- 土屋議長 欠席です。
- 志村委員 欠席ね。
- 土屋議長 同意いただける方、挙手願います。
- (～各委員 挙手～)
- 土屋議長 ありがとうございます。それでは、全員一致ということで同意されました。なお、土井委員の任期につきましては、平成29年3月31日までとさせていただきます。続きまして、日程第4「その他」について事務局よりお願いします。
- 事務局(幡野) その他でございますが、前回総会でご提案させていただきました報酬の口座振込みにおきまして、今回の資料としてお配りしてあります。こちらの支払金口座振替依頼書の提出を4月7日(金)までに事務局まで提出をお願いしたいと思います。本日、提出していただける方は総会終了後、事務局まで提出をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。以上です。
- 向山委員 いいですか。
- 土屋議長 はい、9番委員。
- 向山委員 今のことなんですけど口座振り込み毎月の振込は委員会の終了後ですか。その期日をきちんと聞いて、もらいたい。
- 新保委員 24日に振り込まれるかってことでしょう。
- 事務局(幡野) その月の月末に振り込みをさせていただくよう調整したいと思います。
- 向山委員 それともう1つね。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 システムが変わったもので毎月今までは現金で定額を貯金として残していましたよね。今回はどうするのか皆さんでやっぱり聞かないと。

- 土屋議長 積立はその後で話したいと思います。
- 志村委員 一緒にやってもらえばよいで。
- 向山委員 やってもらえば一番いいよな。
- 土屋議長 この件は後で。
- 向山委員 後で説明。
- 事務局(山田) 後で説明します。
- 土屋議長 その他、何かありますか。
- 向山委員 じゃあ、その他で。
- 土屋議長 はい、9番。
- 向山委員 年度末ですよ。今月で。来月から新しい年度です。そして、今言おうとしたこと忘れちゃった。前回、前々回だったか、電話でお頼みしたことがあったんですけど、キョンの網の設置場所とそれについて個人の名前を入れて何処に設置。その個人が幾ら設置費用がかかったか。それを今後のあれとしてほしいってことを言っただけなんですけど。何でもかんでも、言っただけですけど農業をやっている人は確かにキョンだとか猿の被害が多くて大変です。言いさえすればやってくれるでしょう。今ね、申し込めば。幾ら100万かかろうと200万円かかろうとやっている訳でしょう。だって家庭菜園的な人達でもやっぱりやっている訳ですよ、例えば。大島中の人に税金使ってるんだからね。何もやってない人は遠慮している人もいる訳でしょ、中には。そういうことも少しは頭の中に入れといて。
- 事務局(課長) その件に関しましては今、向山委員の仰るとおり遠慮している人もいます。そういう人がいたら順番はありますが委員さんの方で遠慮することないと回答して下さい。もう4月1日から現在まで20数件の申込みがあり、待っていただいていますので、その方達をまず優先します。その後、予算の範囲内で対応いたします。東京都としましてもできる限りの予算の増額を図りながら早期の解決を図っていきたくておっしゃっています。基本は農家の農作物を守ることが大前提です。現在、町でやっている事業についてはそれなりの優先順位はありますが、担当と専門の方に判断をしてもらうようにはなるのですが決して差別をしてやっているということはありません。遠慮なさらずに申請をしていただければ、農家ごとに畑の規模は違うでしょうけど、全然我々は拒んでいる訳ではありません。ただ申請がないと分かりませんので。そういうことです。
- 土屋議長 よろしいですか。ここで休憩とします。
- 土屋議長 それでは再開します。他に何かありますか。
- 小坂委員 2番。
- 土屋議長 はい、2番。
- 小坂委員 キョンによる被害防除の網は1m位の高さ。なんかあれでは低いようで、入っちゃってる。せめて1m50cm欲しいよな。1mの網を使って下を20cm這いずらせれば80cmしかない。それで1回入られちゃうと入った場所にぶつかったかなんかして網が弛むと、どんどんどんそこから入るようになっちゃって、どんどんどん網が弛んでいっちゃう。

事務局(山田) その維持管理を農家さんにやっていただきたいですね。その網が弛んだら自分で張り直すとかね。

土屋議長 よろしいですか、他に。特にないようですのでこれをもちまして第12回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員